

つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化 促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 同盟会は、つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化を促進し、つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の利便性を確保するとともに、首都圏北東地域と都心部とを結ぶ鉄道の実現を目的とする。

(事 業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続に係る運動方策の協議
- (2) つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続促進のための陳情、請願等
- (3) つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続促進に係る関係機関との意見交換及び連絡調整
- (4) その他同盟会の目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 同盟会の会員は、つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の沿線自治体の首長及び沿線団体等で第2条の目的に賛同する者とし、別表で定める。

2 入会については、隨時受け入れることとし、総会の承認をもって認めるものとする。

(役 員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上

2 会長及び副会長は会員の互選とする。

3 役員の任期は、年度の1年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 会長は同盟会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第7条 同盟会は顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が同盟会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるとともに、同盟会の事業を援助する。

(総会)

第8条 同盟会の総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合は、臨時会を開くことができる。

2 総会は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもってあてる。

3 総会の議決は、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、第2条の目的を達成するための重要な事項を審議決定する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、同盟会の補助機関として、別表に示す構成市区の担当課長職以上にある者をもって構成する。

2 幹事会は、同盟会の円滑な運営を図るために必要な事項について、会長の命を受け、事務を遂行する。

(事務局)

第10条 同盟会の事務を処理するため、会長の所属する自治体に事務局を置く。

(解散)

第11条 同盟会は、第2条の目的を達成した時に解散する。

2 前項の他、解散する時は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、令和6年12月23日から施行する。

2 この規約は、令和7年8月18日から施行する。

- 3 この規約は、令和7年10月3日から施行する。
- 4 この規約は、令和7年10月20日から施行する。

別表

会員

会員	構成市区	つくば市長	
		つくばみらい市長	
		守谷市長	会長
		柏市長	
		流山市長	副会長
		三郷市長	副会長
		八潮市長	
		足立区長	
		荒川区長	
		台東区長	
		中央区長	副会長
		茨城県（令和7年2月6日入会）	
		千葉県（令和7年9月16日入会）	

顧問

つくば市議会 議長
つくばみらい市議会 議長
守谷市議会 議長
柏市議会 議長
流山市議会 議長
三郷市議会 議長
八潮市議会 議長
足立区議会 議長
荒川区議会 議長
台東区議会 議長
中央区議会 議長
中央区議会 都心・臨海地下鉄新線整備促進議員連盟 事務局長
つくばエクスプレス利用・建設促進議員連盟 会長
茨城県議会つくばエクスプレス東京駅等延伸促進議員連盟 会長
千葉県議会つくばエクスプレス東京駅等延伸促進議員連盟 会長